

## 岩美町自主防災組織育成事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 本要綱は、自治会、集落並びに岩美町自主防災組織育成要綱（平成25年4月1日施行。以下「育成要綱」という。）に基づき結成された自主防災組織（以下「自主防災組織等」という。）が行う防災資機材の整備に要する経費及び避難路の整備に要する経費に対して岩美町自主防災組織育成事業補助金（以下「本補助金」という。）を交付することに関し、岩美町補助金等交付規則（平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

(1) 指定緊急避難場所

災害が発生した際に一時的に避難することができる場所

(2) 避難路

指定緊急避難場所並びに町が指定する指定避難所へ避難する経路で、車両が通行するためのものではなく、人が安全にあることができる程度のものをいう。

### (事業主体)

第3条 本補助金の事業主体は、次のとおりとする。

(1) 別表1第1欄の(1)の事業については、育成要綱第6条に規定する連合組織とする。ただし、育成要綱第6条第1項第2号ただし書きに該当する場合には、自主防災組織とする。

(2) 別表1第1欄の(2)の事業については、自主防災組織等とする。

### (補助対象者)

第4条 本補助金の補助対象者は、次のとおりとする。

(1) 別表1第1欄の(1)の事業については、自主的に防災訓練等を実施するなど現に活動している自主防災組織（以下「補助事業者」という。）とする。

(2) 別表1第1欄の(2)の事業については、次のすべてに該当する自主防災組織等とする。

ア) 地区内で各種災害に対する適正な指定緊急避難場所が地区住民の合意のもとに決められており、かつ、地域住民に対してその場所が周知されている地区であること。

イ) 地区内で避難訓練を実施し、避難路の整備の必要性が十分に検証されていること。

(補助事業の種類等)

第5条 本補助金の交付の対象となる事業の種類、補助金の交付対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとし、町は、予算の範囲内において、事業実施主体が当該年度に実施する事業に要する経費について補助するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ別表1第1欄の(1)の事業については、様式第1号の1及び第2号の1、別表1第1欄の(2)の事業については、様式第1号の2及び第2号の2によるものとする。

2 交付申請は、1事業主体あたり1年に1回までとする。ただし、事業実施期間内で複数年申請することができるものとする。

(申請事項の変更)

第7条 規則第10条第1項の規定により町長の承認を受けようとする場合は、様式第3号による申請書を提出して行うものとする。

2 規則第10条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、別表1第4欄に定めるものの以外の変更とする。

(実績報告)

第8条 規則第17条の規定による実績報告書は、様式第4号によるものとし、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに町長に提出するものとする。

(補助金の交付の請求)

第9条 規則第20条第1項第3号の補助金等の受入額調書は、様式第5号によるものとする。

(取得財産の管理)

第10条 補助事業者は、補助事業により取得した財産の管理状況について、事業実施年度の翌年度から起算して5年間、毎年4月末までに様式第6号により町長に報告するものとする。

(財産の処分の制限)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産」という。)を補助金の交付の目的に反して使用し、又は処分しようとする

場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数が経過している場合は、この限りでない。

（雑則）

第12条 規則及び本要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年度に係る事業から適用し、平成29年度迄の5年間について適用する。
- 3 改正後の要綱は、平成27年7月1日から施行する。
- 4 改正後の要綱は、平成27年度に係る事業から適用し、平成29年度迄の3年間について適用する。
- 5 改正後の要綱は、平成27年8月17日から施行する。
- 6 改正後の要綱は、平成27年度に係る事業から適用し、平成29年度迄の3年間について適用する。
- 7 この要綱は、平成30年度に係る事業から適用し、平成34年度迄の5年間について適用する。
- 8 改正後の要綱は、令和4年9月2日から施行し、令和7年度迄の事業について適用する。

別表1（第3条、第4条、第5条、第6条、第7条関係）

1 事業の種類	2 補助対象経費	3 補助率	4 軽微な変更	
			経費の変更	事業内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
(1)防災資機材整備事業	<p>自主防災組織が地域防災力の向上を図るために行う別表2第4欄に○印の記載のある防災資機材の整備に要する経費</p> <p>（ただし、別表に掲げる防災資機材以外で町長が特に必要であると認めた物については、補助対象経費とする。）</p>	<p>補助対象経費の2/3以内（千円未満切り捨て）</p> <p>（ただし、1事業主体あたりの事業実施期間内における補助金額の上限を、50万円に自主防災組織加入世帯数に300円を乗じて得た額を加えた額とする。）</p>	<p>補助金額の増減を伴う補助対象経費の増減</p>	<p>1 補助対象とする物品、工種等の規格・仕様・数量の変更</p> <p>2 補助事業者の変更</p>
(2)避難路整備事業	<p>自治会、集落又は自主防災組織が避難路の整備に係る以下の経費</p> <p>ア)避難路の舗装、階段、スロープの施工に係る工事費</p> <p>イ)避難路上の手すり、防護柵の施行に係る工事費</p> <p>ウ)その他、住民の安全な避難のために必要なもので町長が認めるもの</p>	<p>補助対象経費の2/3以内（千円未満切り捨て）</p> <p>（ただし、1事業主体あたりの事業実施期間内における補助金額の上限を50万円以内とする。）</p>		

別表 2

1 区分	2 防災資機材の物品名	3 自主防災組織が装備する ことが望ましい資機材	4 補助対象とする資機材
情報通信用資機材	トランシーバー	○	○
	サイレン付メガホン	○	○
	携帯ラジオ	○	○
	携帯電話用充電器	○	○
救出・救護用資機材	チェーンソー	○	○
	油圧ジャッキ	○	○
	エンジンカッター	△	
	かけや	○	○
	万能斧	○	○
	大ハンマー	○	○
	のこぎり	○	○
	ナタ	○	○
	番線カッター	○	○
	大バール	○	○
	スコップ	○	○
	ツルハシ	○	○
	ロープ	○	○
	バケツ	○	○
	工具セット	○	○
	脚立	○	○
	救急セット	○	○
	担架	○	○
	折り畳みリヤカー	○	○
	簡易テント	○	
簡易ベット	△		
敷きマット	○		
毛布	○		
AED	○	○	
避難誘導用資機材	懐中電灯	○	○
	保安指示灯	○	○
	警笛	△	
給食・給水用資機材	ポリタンク	○	
	カセットコンロ	○	
	コンロ用ガスボンベ	○	
	大型炊き出し器	△	
	鍋	○	
	アルファーマ	○	
	乾パン	○	
	飲料水	○	
	粉ミルク	○	
ほ乳瓶	○		
電源、照明用資機材	発電機	○	○
	投光器	○	○
	発電機付投光器	○	○
	コードリール	○	○
	燃料携行缶	○	○
	単一電池	○	
その他資機材	簡易トイレ	○	○
	ブルーシート	○	○
	防災倉庫	△	○
	生理用品	○	
	タオル	○	
	石けん	○	
	紙おむつ	○	
	腕章	○	○
	ヘルメット	○	○
消火用バケツ	○	○	

(注) 上表で○印は、整備が不可欠な物品、△印は、整備するのが望ましい物品をそれぞれ示す。

様式第1号の1（第6、7、8条関係）

年度岩美町自主防災組織育成事業（防災資機材整備事業）（変更）  
計画書（実績報告書）

1. 事業目的及び概要（実績）

2. 補助対象とする自主防災組織

自主防災組織の名称	結成年月日	町への届出年月日

3. 防災資機材購入計画（実績）

（単位：円）

組織名	品目	規格仕様	数量	単価	金額	保管（予定） 場所
合計						

- ※1 自主防災組織ごとに作成すること。
- ※2 変更申請の場合は、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。
- ※3 品目が多い場合等は、別紙にすることも可。

4. 事業完了（予定）年月日

5. 添付書類

- (1) 見積書
- (2) 仕様書・カタログ等
- (3) 実績報告時には、納品書、領収書（又は請求書）、写真を添付すること。

様式第1号の2（第6、7、8条関係）

年度岩美町自主防災組織育成事業（避難路整備事業）（変更）  
計画書（実績報告書）

1. 事業目的及び概要（実績）

2. 避難路の現況、課題

3. 施工計画（実績）

（単位：円）

工種	施工内容	施工場所・箇所数	対象避難場所	備考
計				

※1 工種には、「手すり設置」、「階段の設置」などを記入すること。

※2 対象避難場所には、避難路の整備がどの避難場所に避難するために必要なのかを記入すること。

4. 事業完了（予定）年月日  
年 月 日

5. 添付書類

- (1) 見積書、施工内容の分かる図面
- (2) 避難路の現況写真
- (3) 地区で決めた指定緊急避難場所の一覧表及び図面
- (4) 実績報告時には、領収書（又は請求書）、完成写真を添付すること。

様式第2号の1（第6、7、8条関係）

年度岩美町自主防災組織育成事業（防災資機材整備事業）（変更）  
収支予算書（決算書）

1. 支出

単位（円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度決算額 (本年度予算額)	比較増減	備考
消耗印刷費				
備品購入費				
計				

2. 収入

単位（円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度決算額 (本年度予算額)	比較増減	備考
町補助金				
その他収入				
自己資金				
計				



様式第2号の2（第6、7、8条関係）

年度岩美町自主防災組織育成事業（避難路整備事業）（変更）  
収支予算書（決算書）

1. 支出

単位（円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度決算額 (本年度予算額)	比較増減	備考
工事請負費				
原材料費				
計				

2. 収入

単位（円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度決算額 (本年度予算額)	比較増減	備考
町補助金				
その他収入				
自己資金				
計				

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

岩美町長 様

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

年度岩美町自主防災組織育成事業補助金変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった標記  
補助金について、下記のとおり、事業を変更（中止、廃止）したいので、岩美町補助  
金等交付規則第10条の規定により申請します。

記

1 交付申請額 ( ) 円

2 変更（中止、廃止）理由

3 添付書類

- (1) 変更後の事業計画書
- (2) 変更後の収支予算書
- (3) その他必要とする書類

※1 変更前を ( ) 書きで上段に記載すること。

※2 添付書類の(1)、(2)については、様式第1号及び様式第2号により作成すること。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

岩美町長 様

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

岩美町自主防災組織育成事業補助金実績報告書

年 月 日付第 号で交付決定のあった標記補助金について、岩美町補助金等交付規則第17条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の名称 岩美町自主防災組織育成事業補助金
- 2 交付決定額 円
- 3 添付書類  
(1) 事業実績報告書  
(2) 収支決算書

※ 添付書類の(1)、(2)については、様式第1号及び様式第2号により作成すること。

様式第5号（第9条関係）

受 入 額 調 書

総 受 入 額	円
前回までの受入額	円
今回請求額	円
残 額	円

岩美町長

様

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

自主防災組織防災資機材管理状況報告書

岩美町自主防災組織育成事業補助金交付要綱第10条の規定により、防災資機材等の管理状況について下記のとおり報告します。

記

資機材名（※1）	数量	購入年月	保管場所	財源（※2）
				補助・コミュ・自主・その他
				補助・コミュ・自主・その他
				補助・コミュ・自主・その他
				補助・コミュ・自主・その他
				補助・コミュ・自主・その他
				補助・コミュ・自主・その他
				補助・コミュ・自主・その他
				補助・コミュ・自主・その他
				補助・コミュ・自主・その他
				補助・コミュ・自主・その他
				補助・コミュ・自主・その他
				補助・コミュ・自主・その他
				補助・コミュ・自主・その他
				補助・コミュ・自主・その他
				補助・コミュ・自主・その他
				補助・コミュ・自主・その他

※1 本補助金で購入した資機材以外で、自主防災組織で管理している資機材がある場合はそれらについても記載すること。

※2 財源について補助（本補助金）、コミュ（宝くじコミュニティ助成事業）、自主（自主財源）、その他（寄付等）の該当するものに○をすること。